

## 随 意 契 約 調 書

1	契 約 年 月 日	平成 2 8 年 4 月 1 日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 中造園		
3	契 約 業 者 の 住 所	奈良県葛城市西辻 3 5 2 - 1		
4	工 事 件 名	履中天皇陵飛地い号外構柵整備その他第 2 回工事		
5	工 事 場 所	大阪府堺市堺区南陵町四丁		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	土留工, 柵工		
8	工 期 (自)	平成 2 8 年 4 月 1 日		
9	工 期 (至)	平成 2 8 年 6 月 3 0 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,354,800	6,810,000	94.71 %
	見 積 金 額	6,966,000	6,450,000	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、履中天皇陵飛地い号境界沿いの既設土留擁壁が経年により老朽化し構造的に問題があり、且つ境界を越境しているため、新たに基礎鋼管杭を用いた土留柵を設置する工事である。</p> <p>本工事は、昨年度に実施した「履中天皇陵飛地い号外構柵整備その他工事」からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事である。また、昨年度工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全、円滑かつ適切な施工を確保する上でも、前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 4 号イに基づき、随意契約を締結することとしたい。</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 28 年 7 月 27 日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 松村泰山堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市北区小山西大野町 5 1 番地 3		
4	工 事 件 名	京都御所障壁画修理工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	建具工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期（自）	平成 28 年 7 月 28 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 1 月 31 日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	15,066,000 円	13,950,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所各御殿に残存する障壁画の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所各御殿の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を越える。</p> <p>これらの障壁画は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要がある、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 28 年 7 月 28 日		
2	契 約 業 者 名	一般社団法人 天野山文化遺産研究所		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪府河内長野市天野町 9 9 7 番地		
4	工 事 件 名	京都御所ほか杉戸絵修理工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	建具工事		
7	工 事 概 要	杉戸絵修理		
8	工 期（自）	平成 28 年 7 月 29 日		
9	工 期（至）	平成 29 年 1 月 31 日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	6,040,872 円	5,593,400 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所及び京都大宮御所各御殿に残存する杉戸絵の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所各御殿の杉戸絵は、安政度造営時（一部寛政度造営時のものを含む）に、京都大宮御所御殿の杉戸絵は、慶応度造営時に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものである。</p> <p>これらの杉戸絵は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い杉戸絵の修理は、慎重かつ入念に行う必要がある。経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている一般社団法人天野山文化遺産研究所を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、一般社団法人天野山文化遺産研究所が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）</p>		

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日		
2	契 約 業 者 名	第一工業株式会社 大阪支店		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪市淀川区西宮原二丁目 1 番 3 号		
4	工 事 件 名	正倉院東西宝庫空調設備冷温水発生機更新工事		
5	工 事 場 所	奈良県奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	ガス吸収式冷温水発生機更新		
8	工 期（自）	平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日		
9	工 期（至）	平成 2 9 年 3 月 1 7 日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	36,568,800 円	33,860,000 円	97.46 %
11	入 札 金 額	35,640,000 円	33,000,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、正倉院東西宝庫脇に設置され、既に運用している空調設備冷温水発生機の更新工事を行うものである。</p> <p>この工事を行うにあたっては、同設備の自動制御装置の調整が必要であるので、同装置を十分に熟知している必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本工事に求められる技術力や実績等を満たす、第一工業（株）大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいなかったため、第一工業（株）大阪支店が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）</p>		